

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 3月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	原子炉圧力容器とシュラウドの間の点検・清掃作業において、針金らしきものが1本あることを水中カメラで発見し吸引ポンプで回収	A s	3月27日公表済 (PDF238KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋弁グランド部漏洩処理系復水器排風機の点検において、軸受ケース内径寸法に判定値外れが認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	タービン建屋換気空調系冷却装置循環水ポンプ入口元弁の弁棒及びハンドルに腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	原子炉補機冷却水系ポンプ（A）のベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	1号機	所内ボイラ保管用窒素封入装置圧力調整弁と同前弁の接続部より窒素リーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	電気油圧式制御装置制御盤の復水器B器内圧力演算計器の点検において、電流値に判定値外れが認められたため、対応検討	D	
6	2号機	高圧復水ポンプ（C）軸受振動記録計に印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
7	3号機	定期事業者検査（液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査）の検査において、要領書に検査前の確認項目の不足が認められたため、対応検討	D	
8	3号機	高圧注水系テストバイパス電動弁の開閉試験において、同電動弁の電源のしゃ断器にトリップが認められたため、対応検討	C	
9	3号機	タービン配管点検における配管肉厚測定において、第一給水加熱器（B）のベント配管に減肉が認められたため、当該配管を取替	D	
10	3号機	主発電機密封油処理装置の密封油真空ポンプ排気用大気開放配管及びフランジ部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	4号機	主発電機密封油処理装置の密封油真空ポンプ排気用大気開放配管のメッシュ部に油溜まりによる汚れが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
12	4号機	中央操作室換気空調系処理装置の点検扉の内側鉄板に外れが認められたため、当該鉄板を取付	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	所内ボイラ軽油圧力調節装置の接続部に油にじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	5号機	主タービングランド蒸気排風機出口流量計に指示値不良が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
15	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（A）の出口弁のグランド部ににじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	5号機	気体廃棄物処理系排ガス予冷器出口放射線モニタに指示値不良（指示上昇）が認められたため、対応検討	D	
17	6号機	残留熱除去系ポンプ（B・C）駆動用電動機の軸受冷却水流量計の点検において、同計器のドレンプラグのネジ山の及び腐食が認められたため、当該箇所の修理とプラグを交換	D	
18	6号機	原子炉格納容器機器ドレンサンプピットの点検において、流入規制の周知不足でサンプピットに流入水が確認されたため、対応検討	D	
19	6号機	高圧復水ポンプ（C）の点検において、スラストカラー用スリーブナットに固着が認められたため、当該ナットを交換	D	
20	6号機	空調制御盤内の端子（1箇所）のネジ山に潰れが認められたため、当該ネジを交換	D	
21	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（B）電動機点検において、油冷却器と冷却水配管接続部の絶縁ボルトに劣化（磨耗、ひび割れ）が認められたため、当該ボルトを交換	D	
22	集中環境施設	定期事業者検査実施計画に記載した検査対象機器に対象の機器（3台）の未記載が認められたため、対応検討	B	6月3日再審議にて グレード変更 C → B
23	集中環境施設	定期事業者検査実施計画に記載した検査対象機器に対象外の機器（3台）の記載が認められたため、対応検討	B	6月3日再審議にて グレード変更 C → B
24	集中環境施設	洗濯廃液再循環ポンプ（A）の軸シール水出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで